



**令和5年度軽自動車税  
(種別割)**

ID 510730819

問合せ 税務課

(TEL 23-7615)

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、軽自動車や原動機付自転車などを所有する方に課税されます。

軽自動車税(種別割)は月割課税制度がないため、年度の途中で登録した場合は翌年度から課税対象となります。同様に年度途中で廃車手続きをした場合でも、既に納めた税金を還付することはありません。

**新規登録・名義変更・廃車の手続きをお願いします**

軽自動車などを取得、譲渡、廃車した場合は手続きをお願いします。公道を走行しない場合でも、所有していれば軽自動車税(種別割)の申告が必要です。

原動機付自転車、小型特殊自動車は、一時的に使用しないなどの理由は、廃車の事由に該当しません。



**■原動機付自転車・小型特殊自動車などの税額**

車種区分		年税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円
被けん引車		3,600円
二輪小型(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円

**■軽自動車(三輪・四輪)の税額**

車種区分	年税額 (最初の新規検査年月日により異なる)		
	平成27年3月31日以前に 最初の新規検査	平成27年4月1日以後に 最初の新規検査(※1)	平成22年3月31日以前に 最初の新規検査(※2)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪 乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
軽四輪 貨物用	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円

※1 税率の特例(グリーン化特例)に該当する車両は税の軽減があります。

※2 最初の新規検査から13年を経過した車両には重課税されます。

**■新規・名義変更・廃車の手続き場所**

車種	届出先	必要なもの
原動機付自転車 (排気量125cc以下)	税務課 TEL23-7615	新規:販売証明書または譲渡証明書 名義変更:譲渡証明書、標識交付証明書 廃車:ナンバープレート、標識交付証明書
小型特殊自動車 (農耕作業用・その他)		
軽二輪車(排気量125cc超 250cc以下)	中部運輸局愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2049	事前に届出先に確認してください。
二輪の小型自動車 (排気量250cc超)		
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 TEL050-3816-1771	